平成２７年（フ）第１５８３号
横浜市都筑区仲町台１丁目33番19―201号
債務者　吉川　　充
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６７号
盛岡市新田町５番35―317号
債務者　高橋　朋子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３３６号
名古屋市千種区富士見台４丁目１番地　ガーデンヒルズ富士見台壱番館304号
債務者　三浦慎一郎
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４８５号
仙台市太白区東中田４丁目20番16号
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
仙台市泉区歩坂町11番７号
債務者　過足　香織
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１０号
仙台市若林区若林１丁目11番９号　ベルトピア仙台Ⅰ―101
債務者　池田　宏宣
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
仙台市泉区鶴が丘１丁目18番地の７　ロフティ鶴が丘105、従前の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田字廻谷地1638番地
債務者　鈴木　梨王
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５３７号
宮城県多賀城市桜木２丁目３番11号　チェリータウンＡ―201号、従前の住所宮城県多賀城市中央２丁目23番５―206号
債務者　高木　益次
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
仙台市太白区八木山本町２丁目37番地の７　メゾンアルファ101
債務者　石川　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
茨城県土浦市東崎町10番５―403号　チェルキオ土浦
債務者　渡邊　直家
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
茨城県結城市大字結城6297番地
債務者　宮田　　巧
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８７号
茨城県下妻市半谷502番地２　コーポ弐番館102
債務者　矢中　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６０号
千葉県木更津市八幡台２丁目５番Ｅ棟４号
債務者　緒方　典子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６９号
千葉県富津市押切70番地１
債務者　馬場　律子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７１号
千葉県君津市藤林235番地１　藤林団地
債務者　松下　惠美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７３号
千葉県富津市西大和田1210番地19
債務者　小林　真理
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２３８号
新潟市西蒲区巻甲3238番地　グローリアスⅡ棟102
債務者　渡邉　寛明
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部